

日本公認会計士協会 准会員会 会員各位

平成26年5月15日

日本公認会計士協会 准会員会第48回通常総会を下記の

3. 議案

准会員会 代表幹事

通り開催いたしますので、ご出席ください。

【報告事項】

記

第48事業年度事業及び会務報告の件

1. 日時 平成26年6月15日(日)

【審議事項】

午前11時から午後1時まで

第1号議案 第48業年度決算報告書承認の件

2. 場所 公認会計士会館 2F ホール

第2号議案 第49事業年度事業計画案承認の件

◎ご出席は准会員に限定させていただきます。当日は登録番号又は准会員番号のご用意と身分証明書(CPE研修カード可)のご提示をお願いします。

第3号議案 第49事業年度収支予算案承認の件

第4号議案 准会員会規約改正案承認の件

以上

第48回通常総会議案書

平成26年6月15日(日)

【報告事項】**第48事業年度事業及び会務報告の件**

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

本年度の准会員会の事業及び会務について以下のとおり報告いたします。

1. 通常総会・全国幹事会

平成25年6月30日に第47回通常総会及び全国幹事会、11月9・10日に分会長会、平成26年3月15・16日に全国幹事会が開催された。

2. 協会活動への協力

日本公認会計士協会が実施した公認会計士制度説明会やハロー会計及び公認会計士試験受験者のための説明会に、各分会の准会員が参加・協力した。また、各地域会の委員会に分会長が出席し、地域会と各分会との諸問題について意見を述べる等の協力をした。

3. 研修・広報活動等

北海道分会 会計士受験予備校においてセミナーを複数回開催し、会計士業界の情報及び会計士の魅力を受験生に提示した。また、秋に交流会を開催し、准会員同士の交流及び意見交換を図った。

東北分会 地方受験生をターゲットとした受験生向けの就職活動セミナーを開催した。また、公認会計士協会東北会と共催で公認会計士試験制度説明会を開催した。

東京分会 グローバル志向の交渉術勉強会、海外MBA会計士×海外起業会計士対談講演会、ロジカルシンキング勉強会、南壮一郎氏講演会等を開催した。また、受験生を対象とした就職活動セミナーなど多くのイベントを実施した。

東海分会 地方受験生をターゲットとした受験生向けの就職活動セミナーを開催した。また、交流会を開催し、准会員同士の交流及び意見交換を図った。

近畿分会 元世界銀行副総裁柏谷光司氏講演会、環境会計勉強会、英語と日本語で学ぶ会計専門家としての会議術勉強会などを開催した。また、受験生をターゲットとした受験生向けの就職活動セミナーを開催した。その他、異業種交流会を通じて准会員同士の交流を図った。

中国分会 超初心者向☆超簡単！簿記勉強会、ひろしま会計勉強会を開催した。また、地方受験生をターゲットとした受験生向けの就職活動セミナーを開催した。その他、異業種交流会を通じて、他士業の方との交流及び意見交換を図った。

四国分会 TAC高松校協力のもと、会計士受験生向けに受験生応援セミナーを実施した。その他、交流会を通じて准会員同士の交流を図った。

北部九州分会 毎年恒例の新補習生歓迎会及び異業種交流会を開催し、准会員同士及び他業種の方との交流及び意見交換を図った。

広報委員会 毎年度毎の広報誌JIJAジャーナルを作成し、2012年度の活動をまとめ、JIJAジャーナル2012を2013年4月に全准会員に対して送付した。その他ホームページの動画の充実に努め、当期に開催した東京・大阪の大規模講演会の模様を動画配信した。動画配信により、地域的制約から直接の聴講が不可能な准会員に対して、動画視聴を可能にし、准会員の資質の向上に資する活動を実施した。

国際委員会 准会員の国際化に資するという目的のもと、①国際活動に関する"Know how/Know who"の蓄積・共有、②研修活動の企画提案、③国際情報の発信を行った。

就業多様化特別委員会 昨今の准会員の就業の多様化に対応するために、昨年度より特別委員会を設置、本年度も継続的に活動を行った。具体的には、准会員会の就業に関する興味の分野や現在の職務状況に関するアンケートや准会員向けのキャリアセミナー等を実施した。

准会員会では、このように様々な活動を行っております。准会員会で行われるイベントに興味をもたれた方は、准会員会 HP (<http://www.jija.jp/cpa.or.jp/>) をご覧ください。

【審議事項】

第1号議案 第48 事業年度決算報告書承認の件

(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

収入の部 (単位: 千円)

科目	予算額	決算額	予算比
協会からの予算	12,780	10,611	83%
合計	12,780	10,611	83%

支出の部 (単位: 千円)

科目	予算額	決算額	予算比
1 会議費	7,550	7,038	93%
2 事業費	2,610	2,026	78%
3 研修会費	1,945	816	41%
4 広報活動費	675	731	108%
合計	12,780	10,611	83%

第2号議案 第49 事業年度事業計画承認の件

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

準会員会は、準会員の資質の向上、公認会計士制度発展への貢献を目的とし、より一層の業界活性化に向けて努力を重ねる。

(1) 準会員の資質の向上

会計士実務に関連した各種研修会、勉強会等を企画・開催する。

(2) 公認会計士制度発展への貢献

準会員の活動領域が拡大するよう議論し行動する。また、協会の実施する制度説明会に協力する。

(3) その他

その他、業界内外へ情報を発信するためのホームページ、準会員間の親睦をはかるイベント等を企画・運営する。

第3号議案 第49 事業年度収支予算案承認の件

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

収入の部 (単位: 千円)

科目	予算額	科目	予算額
協会からの予算	12,638	1 会議費	7,248
—	—	2 事業費	2,500
—	—	3 研修会費	1,270
—	—	4 広報活動費	1,620
合計	12,638	合計	12,638

第4号議案 準会員会規約改正案承認の件

(変更等を行う条項)

第6条第4項を新設第7条の6第1項に移設する。

総会決議の規定を、新設した総会の決議の条項に移設する。

第7条第1項第二号を削る。

総会の審議決定事項の中から「予算、決算に関する事項」を削る。

⇒ 準会員の予算は準会員が独立して準会員より会費を徴収しているのではなく、協会本部から割り当てられる性質のものであり、当該予算は協会の総会にて(包括的に)審議・承認されるものであるため、準会員の総会においては「報告」としてとどめておくべきものとした。

第7条の2～第7条の6の新設

⇒ その他総会に関する明確な規定がこれまでなかったので、協会の会則の規定を参考にして設けることとする。

第9条の3第2項の変更

委員長は、任期経過後に新たな者が選任されない場合、再任されたものとみなされていたのを外す。

⇒ 委員長で後任者が選任されない場合は、代表幹事がこれを兼任することに変更する。

第13条の2の変更

第1項の常任委員会として「就業多様化委員会」を新設する。

第6項及び第7項の新設

国際委員会と就業多様化委員会の業務を新設する。

⇒ 実情に合わせる

第13条の4第3項及び第4項の新設

委員長が欠けるときの規定を新設する

⇒ 第9条の3第2項の変更に連動させる。

第13条の6～第13条の9を削り、条文を繰り上げる。

⇒ 実態にそぐわないので削除する。

第13条の10第2項の変更

⇒ 特別委員会の準用規定の範囲を変更する。

第16条第1項の変更

代表幹事が決算報告を作成し、総会に提出して承認を受けるとしていたのを、財務委員長が総会で報告をするに変更する。

⇒ 第7条第1項の変更に連動させる。

その他、所要の変更を行う。

(詳細別紙参照)

以上

日本公認会計士協会準会員会 第 48 回通常総会

第 4 号議案 準会員会規約改正案承認の件 別紙

変更案	現行規定
<p>第 2 条 本会は、日本公認会計士協会会則（以下「協会会則」という。）第 151 条に規定する目的をもって組織するものとする。</p>	<p>第 2 条 本会は、日本公認会計士協会会則第 151 条に規定する目的をもって組織するものとする。</p>
<p>第 6 条 (第 7 条の 6 第 1 項に移設)</p>	<p>第 6 条 4 <u>総会における決議は、出席する会員の過半数の賛成を以って決定する。</u></p>
<p>第 7 条 総会においては、次の事項を審議決定する。</p> <p>一 事業計画に関する事項 (削 る)</p> <p>二 規約の変更に関する事項</p> <p>三 役員を選任方法に関する事項</p> <p>四 その他全国幹事会において総会に附議する必要があると認められた事項</p> <p>2 総会においては、前項の<u>ほか事業及び会務並びに予算及び決算に関する報告を行う。</u></p>	<p>第 7 条 総会においては、次の事項を審議決定する。</p> <p>一 事業計画に関する事項</p> <p>二 <u>予算及び決算に関する事項</u></p> <p>三 規約の変更に関する事項</p> <p>四 役員を選任方法に関する事項</p> <p>五 その他全国幹事会において総会に附議する必要があると認められた事項</p> <p>2 総会においては、前項の<u>外事業及び会務に関する報告を行う。</u></p>
<p>第 7 条の 2 <u>総会の招集通知は、会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載した書面によりこれを行う。</u></p> <p>2 <u>前項の通知に当たっては、協会会則第 9 条を準用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 7 条の 3 総会の議長は、代表幹事の互選により 1 名を選任する。</p> <p>2 議長は、総会の秩序を保持し、議事を進行する。-</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 7 条の 4 総会においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を決議することができない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 7 条の 5 会員は、100 名以上の会員の同意を得て、通常総会に附議する事項を全国幹事会に提案することができる。</p> <p>2 <u>前項の提案を行おうとする会員は、提案事項、提案理由を記載した書面に会員 100 名以上の同意の証を添付し、12 月末日までに代表幹事に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の提案があった場合、全国幹事会は、第 11 条第五号に基づき、通常総会に附議すべき議案とするか否かを審議決定するものとする。</u></p> <p>4 <u>前項において、通常総会に附議すべき議案としなかった場合には、代表幹事は、通常総会において第 1 項の提案があった旨及びその提案を通常総会に附議しなかった理由を説明するものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

変更案	現行規定
<p>第 7 条の 6 <u>総会における決議は、出席する会員の過半数の賛成をもって決定する。</u></p> <p>2 <u>総会の議長は、会員として決議に加わることはできない。</u></p> <p>3 <u>総会の決議について特別の利害関係がある者は、その決議に加わることができない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第 9 条の 3 代表幹事及び委員長の任期は、選任が決議された通常総会終了の時から次の通常総会の終了の時までとする。<u>ただし</u>、再任を妨げない。</p> <p>2 代表幹事の任期が経過後、新たに代表幹事が選任されない場合は、新たに選任される<u>まで</u>、再任されたものと<u>みなす</u>。</p> <p>3 代表幹事及び委員長の任期は、全国幹事会において決議ある場合は、前 2 項の定めにかかわらず全国幹事会の決議に従う。</p>	<p>第 9 条の 3 代表幹事及び委員長の任期は、選任が決議された通常総会終了の時から次の通常総会の終了の時までとする。<u>但し</u>、再任を妨げない。</p> <p>2 <u>代表幹事及び委員長</u>の任期が経過後、新たに代表幹事及び<u>委員長</u>が選任されない場合は、新たに選任される迄、再任されたものと<u>見做す</u>。</p> <p>3 代表幹事及び委員長の任期は、全国幹事会において決議ある場合は、前 2 項の定め<u>に関らず</u>全国幹事会の決議に従う。</p>
<p>第 13 条の 2 本会に次の常任委員会を置く。</p> <p>一 財務委員会</p> <p>二 広報委員会</p> <p>三 国際委員会</p> <p><u>四 就業多様化委員会</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 財務委員会は、以下の業務を行う。</p> <p>一 本会の経理に関する事項</p> <p>5 広報委員会は、以下の業務を行う。</p> <p>一 本会の広報に関する事項</p> <p>二 会報の編集に関する事項</p> <p><u>6 国際委員会は、以下の業務を行う。</u></p> <p>一 <u>本会の国際活動に関する事項</u></p> <p><u>7 就業多様化委員会は、以下の業務を行う。</u></p> <p>一 <u>本会の就業多様化活動に関する事項</u></p>	<p>第 13 条の 2 本会に次の常任委員会を置く。</p> <p>一 財務委員会</p> <p>二 広報委員会</p> <p>三 国際委員会</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 財務委員会は、以下の業務を行<u>なう</u>。</p> <p>一 本会の経理に関する事項</p> <p>5 広報委員会は、以下の業務を行<u>なう</u>。</p> <p>一 本会の広報に関する事項</p> <p>二 会報の編集に関する事項</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第 13 条の 4 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、全国幹事会の決議により、幹事の中から選任する。</p> <p><u>3 委員長が欠けたときは、代表幹事がこれを兼任する。</u></p> <p><u>4 前項により委員長を兼任する代表幹事は、代表幹事の互選によりこれを決定する。</u></p>	<p>第 13 条の 4 委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、全国幹事会の決議により、幹事の中から選任する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>(削 る)</p>	<p><u>第 13 条の 6 分会長は、必要に応じて、分会幹事会の承認を以って分会に小委員会を置くことができる。</u></p>

変更案	現行規定
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>2 小委員会は、分会幹事会からの要請事項を審議決定する。</u></p> <p><u>第 13 条の 7 小委員会の委員は、分会所属の幹事及び会員の中から分会長が選任する。</u></p> <p><u>第 13 条の 8 小委員会に小委員長を置く。</u></p> <p><u>2 小委員長は、分会長が選任する。</u></p> <p><u>第 13 条の 9 小委員会は、小委員長がこれを招集する。</u></p>
<p>第 13 条の <u>6</u> 代表幹事は、必要に応じて全国幹事会の承認を得て本会に特別委員会を置くことができる。</p> <p>2 第 13 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条の 3 から第 13 条の 5 までの規定は特別委員会に準用する。</p>	<p>第 13 条の <u>10</u> 代表幹事は、必要に応じて全国幹事会の承認を得て本会に特別委員会を置くことができる。</p> <p>2 第 13 条の 2 第 2 項から第 13 条の 5 までの規定は特別委員会に準用する。</p>
<p>第 16 条 <u>財務委員長</u>は事業年度の末日に決算を行い、決算報告を作成し、これを総会に提出してその<u>報告を</u>しなければならない。</p>	<p>第 16 条 <u>代表幹事</u>は事業年度の末日に決算を行い、決算報告を作成し、これを総会に提出してその<u>承認を得</u>なければならない。</p>
<p><u>附則（平成 26 年 6 月 15 日改正）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。</u></p>	